

9-9
2-54

相良

文 部 大 臣 談

話 二七・九・二

立川

部長

助役

今般参議院各派の連合によつて教育委員会法の実施を延長するため参議院の緊急集会を求めざる措置をとるようによつて要請せられたので政府は本日閣議に  
おいてこの件につき慎重検討した。

しかしながら、この法案は第十三回国会においては衆議院文部委員会の否決によつて審議未了となり衆議院の意思は既に確定してゐるのである併し参議院の多数の要望もあり緊急集会を求めて処理する事の当否に付本日閣議に於て其検討をしたのであるが、緊急集会の性格からみて憲法の解釈上不可能であるとの解散直後到達した決断をくつがへすの根拠を発見するに出来ず教育委員会を現行法によつて全面的に設置するの決意を新たにしたのである。

しかしながらその設置については次のような配慮を加えて、運営の円滑を期する考である。

即ち教育委員会は各市町村ごとに設置する建前をとり、個々に教育委員会を設置した後において、事務の共同処理をはかり、更には都道府県教育委員会からの連絡乃至指導援助を密にする方法を講ずることとし、他方教育委員会設置に伴う事務並びに選挙の経費については能う限り財源措置を講ずる方途を進めつつある。

各開教育委員会返上論が伝えられるが、政府は各地方公共団体が国法に従ひ良識を以て、教育委員会の設置と運営に向つて万全の準備を整え法規執行の責任を果されることを期待するものである。



教育委員会法改正

技術的の問題

未定 恐らく是等はあつた